

(写)

労政審発第136号  
平成15年12月16日

厚生労働大臣  
坂口 力 殿

労働政策審議会  
会長 西川 俊 作

労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について（建議）

本審議会は、標記について、下記のとおり結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成15年12月16日

労働政策審議会  
会長 西川 俊作 殿

労働委員会の審査迅速化等を図るための方策に関する部会  
部会長 若菜 允子

労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について(報告)

本部会は、標記について下記のとおり、報告する。

記

別添のとおり建議すべきである。

## 労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について

不当労働行為審査制度は、使用者による団結権等の侵害行為によって、労働者が自主的に団結することにより労働条件について使用者と対等に交渉できる正常な労使関係秩序が損なわれている場合に、これを迅速に回復することを目的としており、憲法で保障された労働者の団結権等を実質的に担保する機能を持つ重要な制度である。

こうした不当労働行為審査制度は、昭和24年の労働組合法の改正により、昭和20年法における不当労働行為に対する直罰主義を廃止し、これに代わる権利のより迅速な救済を実現する手段として導入されたものであるが、現在に至るまで基本的な見直しは行われないうまま運用されてきており、近年、審査期間の長期化が著しく、また、労働委員会の命令に対する司法審査における取消率は高い水準となっている。その結果、労働委員会の命令に対する司法審査の期間も考慮すると、本制度が不当労働行為事件の迅速、的確な解決のために十分に機能しているとは言い難い。

労働関係紛争の早期解決については、既に、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に基づく措置の一環として、裁判所における労働関係事件の審理の充実、迅速化に向けた取組が進められている。こうした状況の下で、労働委員会における不当労働行為事件の審査の現状をみると、審査の遅延はもはや看過することができず、審査期間の半減をも視野に入れた対応が必要となっている。

さらに、同計画においては、労働関係事件への総合的な対応強化の観点から、労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について、労働委員会の在り方を含め検討し、司法制度改革推進本部の設置期限（平成16年11月30日）までに所要の措置を講ずべきこととされている。

以上のような状況を踏まえ、当部会としては、不当労働行為事件の審査については、審査の迅速化及び的確化の推進が喫緊の課題であり、これらが実現されなければ労働委員会制度の存在意義が問われかねない状況に立ち至っているとの認識に立って、不当労働行為事件の審査について、迅速化、的確化のための方策を中心に、7回にわたり議論を重ねてきた。

今般、不当労働行為審査制度については、公労使の三者構成で労使紛争を解決するという労働委員会の特性を十分考慮しつつ、法的措置を中心とする制度の抜本的な見直しを図ることが必要であり、審査手続及び審査体制の両面にわたる総合的な取組が進められるべきであるとの共通認識の下に、下記のとおり措置を講ずることが必要であるとの結論に達した。

## 記

### 第1 審査手続

#### 1 審査を計画的に進めるための枠組み

##### (1) 審査の計画

不当労働行為事件の審査手続の迅速化を図るためには、審問開始前の調査における争点及び証拠の十分な整理とこれを踏まえた計画的な審問の実施及び命令書の作成を推進する必要がある。

このため、労働委員会は、審問を行う場合には、その開始前に、労使当事者の意見を聴いた上で、争点及び証拠、審問を行う予定期間、審問の予定回数及び尋問すべき予定証人数、命令書の交付予定時期を記載した審査の計画を作成するものとするのが適当である。また、命令書においては、認定した事実について証拠の摘示を行うことが必要であると考えられる。

さらに、労働委員会が審査の計画を作成したときは、労働委員会はもとより、労使当事者においても、作成された審査の計画に基づいて、審査の計画的な進行に努めなければならないものとするのが適当である。

なお、審査の計画の作成後において、著しい事情の変更が生じた場合には、新たな証拠調べの必要性等を勘案して、審査の計画の内容を変更することができるものとするのが適当である。

##### (2) 審査期間の目標

中央労働委員会及び地方労働委員会は、不当労働行為事件の審査の迅速化に向けた積極的な取組を進めるため、それぞれ審査期間の目標を設定するとともに、審査の実施状況を公表するものとするのが適当である。

#### 2 事実認定に必要な証拠の確保等

不当労働行為事件の審査については、現在、証拠物件の収集等のための実効性ある手続が整備されておらず、公益委員の要請にもかかわらず必要な証拠が確保されない場合があることから、労働委員会が不当労働行為事件の審査において事実認定を行う上で必要な証拠を確保することができるようにするため、次のように、公益委員の判断により、証拠の提出、証人の出頭等を命ずることができるものとするのが適当である。

また、労働委員会の救済命令の実効性を確保するための措置を講ずることが適当である。

##### (1) 証拠提出命令

労働委員会は、不当労働行為事件の審査に必要な帳簿書類その他の物件を証拠として提出させることを、当該物件の所持者に対し命ずることができるとすることが適当である。この場合において、証拠提出命令の権限行使の手續、証拠提出命令の対象物件の範囲及び不服審査手續については、次のような措置を講ずることが適当である。

#### 権限行使手續

- イ 当事者の申立て又は職権により、公益委員会議又は後述の小委員会における合議に基づいて、提出を命ずるものとする。
- ロ 証拠の提出を命じようとする場合には、その所持者から意見を聴取しなければならないものとする。
- ハ 証拠提出命令に関しては、労使参与委員が事前に意見を述べることを命ずるものとする。

#### 命令の対象物件の限定

- イ 証拠提出命令は、不当労働行為の有無に関する事実の認定に必要な限度を超えて行うことはできないものとする。
- ロ 証拠提出命令は、労働者のプライバシー及び企業秘密について、稟議書、個人的なメモ等も含め、それらの保護に配慮して行うものとする。
- ハ 対象物件について、取り調べる必要がないと認める部分があるときは、その部分を除いて提出を命ずるものとする。
- ニ 当事者からの申立ては、物件の表示、趣旨及び所持者並びに証明すべき事実を明らかにして行わなければならないものとする。
- ホ 証拠提出命令は、物件の所持者に対して、物件の表示及び趣旨並びに証明すべき事実を明らかにして行わなければならないものとする。

#### 不服審査手續

- イ 証拠提出命令を受けた者がその処分に不服があるときには、当該処分を受けた日から1週間以内に不服申立てをすることができるものとする。
- ロ 地方労働委員会による証拠提出命令に対しては、中央労働委員会に対する審査請求ができるものとする。
- ハ 中央労働委員会による証拠提出命令に対しては、異議申立てができるものとし、同委員会においては、公益委員全員の合議によってその審理を行うものとする。
- ニ 不服審査については、その手續の迅速化に十分配慮することが必要であること。

また、証拠提出命令に従わない場合の措置として、正当な理由なく提出しない所持者に対しては、過料を科すものとするが適当である。

## (2) 証人出頭命令等

労働委員会は、不当労働行為事件の審査に関して尋問するために、その当事者又は証人に出頭を求めることができるものとするとともに、証人については宣誓義務を設け、当事者についても宣誓させることができるものとするのが適当である。この場合において、証人出頭命令等の権限行使の手續、証人出頭命令等の範囲及び不服審査手續については、次のような措置を講ずることが適当である。

### 権限行使手續

イ 当事者の申立て又は職権により、公益委員会議又は後述の小委員会における合議に基づいて、出頭を命ずるものとする。

ロ 出頭命令に関しては、労使参与委員が事前に意見を述べるができるものとする。

### 出頭命令の範囲

出頭命令は、不当労働行為の有無に関する事実の認定に必要な限度を超えて行うことはできないものとする。

### 不服審査手續

証拠提出命令と同様に不服審査手續を整備すること。

また、出頭命令等に従わない場合の措置として、正当な理由のない不出頭、証言拒否若しくは宣誓拒否又は当事者の虚偽供述については過料を科すものとするのが適当である。

## (3) 救済の実効性の確保

労働組合法においては、昭和24年の改正以降、救済命令違反等に対する罰金及び過料の上限額の引上げが行われていないため、救済命令の実効性を確保する措置として不十分となっていることから、この間の貨幣価値の変動等に対応して、罰金及び過料の上限額を引き上げることが適当である。

## 3 審査手續の公正の確保

不当労働行為事件の審査手續の公正を確保するために、当事者と利害関係のある公益委員が当該事件の審査手續に関与することのないよう、公益委員の除斥及び忌避の制度を設けるほか、公益委員は審問において秩序を維持するために必要な措置を執ることができるものとするのが適当である。

なお、忌避については、その趣旨を超えて濫用されることがないように配慮することが必要である。

## 4 和解の促進

現行の労働組合法においては、和解について何ら規定が設けられていないが、不当労働行為事件の大多数が和解により解決されていること、和解によ

る解決が長期的な労使関係の安定の確保に寄与している実態にかんがみ、和解による事件解決を一層促進するため、労働委員会が労使委員の参与の下で和解を試みることができることを法律上明記することが適当である。

また、労働委員会は、その取り扱う事件についての和解が成立したときは、労使当事者双方からの申立てに基づき、和解調書を作成することができるものとし、その和解調書に債務名義としての効力を付与する等和解条項の的確な履行を担保するための措置を講ずることも検討すべきである。

## 第2 取消訴訟における新証拠の提出制限

不当労働行為事件の審査の迅速化及び的確化を進め、事件の早期解決を図るためには、労働委員会における適切な審査手続及び審査体制の下で、当事者双方が主張・立証を尽くし、労働委員会がこれを踏まえた納得性の高い判断を行うことが望ましい。

こうした視点からは、労働委員会で提出しなかった証拠を取消訴訟段階で提出することは、

- (1) 事件の早期解決のために労働委員会で主張・立証を尽くした相手方との関係で信義則に反するおそれがあること
- (2) 労働委員会に必要な証拠が提出されないことによる審査の長期化、労働委員会の命令の的確性への影響、その後の取消訴訟における審理の長期化等により、事件の解決が長期化し、正常な労使関係秩序の迅速な回復を目的とする不当労働行為審査制度の機能が著しく没却されるおそれがあること

という問題を惹起する。

このため、労働委員会段階で証拠提出命令を受けたにもかかわらず当該命令に係る対象物件を提出しなかった者は、労働委員会に提出しなかったことにつき正当な理由がある場合を除き、労働委員会の命令に対する取消訴訟において当該物件について証拠の申出をすることができないものとするのが適当である。

## 第3 審査体制

### 1 中央労働委員会の審査体制

#### (1) 常勤の公益委員の配置

現在の中央労働委員会の公益委員は全員が非常勤であるが、不当労働行為事件の審査の迅速化及び的確化を進めるためには、公益委員の一部を常勤とすることにより審査体制の強化を図ることが適当である。この場合において、常勤の公益委員については、大学教授（労働法）、裁判官出身者、

弁護士といった法律専門家の活用に配慮することが望まれる。

## (2) 小委員会方式の導入

中央労働委員会については、多数の再審査申立てに係る事件を審査する必要があるが、審査の迅速化を図り、命令の質を高めるためには、合議の日程を多数回確保することを可能にするとともに、その内容をより精査できるようにする必要があることから、不当労働行為事件の審査を行う公益委員の合議体として複数の小委員会を設け、法令の解釈適用について中央労働委員会が行った過去の命令に反する場合等公益委員全員の合議により判断することが適当であると認められる事件を除き、小委員会の合議により命令を発するものとするのが適当である。併せて、資格審査、証拠提出命令及び証人出頭命令（地方労働委員会による証拠提出命令及び証人出頭命令に対する審査請求の審理を含む。）についても、小委員会の合議により行うものとするのが適当である。

この場合、各小委員会の審査能力の確保と均衡を図る観点から、各小委員会は5人以上の公益委員から構成するとともに、常勤委員及び法曹資格を有する委員の配置に配慮することが必要である。

## (3) 事務局の審査体制の整備

中央労働委員会に小委員会を設置することに伴い、事務局についても、各小委員会の審査を効率的に補助することができる組織とすることが適当である。

また、研修の充実による専門性の向上、専門性を高める人事配置等を通じて事務局職員の育成を図ることが必要である。

さらに、中央労働委員会については、労使関係に関する専門性が要求されることに加え、準司法機関として事実の認定と法令の適用という機能を有しており、再審査機関としてそれらの機能のより一層の充実を図るためには、その審査業務に関し法曹資格者の活用を図ることが適当である。

## 2 地方労働委員会の審査体制

地方労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化、的確化を図るためには、地域の実情により充実した審査体制の整備ができるようにすることが必要であり、委員、小委員会方式の導入等について次のような措置を講ずることが適当である。

### (1) 委員に関する措置

地方労働委員会は、条例で定めるところにより、政令で定める定数に各側2人を加えた数の委員をもって組織し、又は常勤の公益委員を配置できるものとするのが適当である。

### (2) 小委員会方式の導入

委員の定数が一定数以上の地方労働委員会については、条例で定めると



ころにより、小委員会方式を導入できるものとするのが適当である。この場合、小委員会における審査の質を確保するため、各小委員会は5人以上の公益委員で構成するものとするのが適当である。

(3) 事務局組織

事務局次長及び都道府県知事が定める課の設置に係る規定を削除することが適当である。

#### 第4 地方労働委員会に関する必要な措置

1 中央労働委員会が行う研修等援助業務

中央労働委員会は、地方労働委員会に対して、法令の適用その他事務の処理に関して必要な指導、助言又は研修、情報の提供その他の援助を行うとともに、そのために必要な報告を求めることができるものとするのが適当である。

2 名称の変更

地方労働委員会の名称を都道府県労働委員会と改めることとするのが適当である。

3 規則制定権

総会の運営に関する事項等について、地方労働委員会が規則を定めることができるものとすることを検討すべきである。

4 地方労働委員会における指定代理人

地方労働委員会は、特定の公益委員、事務局長又は職員を指定して地方労働委員会を当事者とする訴訟を行わせることができるものとするのが適当である。